

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～8 [略]	附 則 1～8 [略] <u>9 知事は、岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第10号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。